

令和4年（ネ）第1675号 「結婚の自由をすべての人に」控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

第8準備書面

(控訴人らの主張の整理)

2024年（令和6年）4月19日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大 畑 泰 次 郎

同 弁護士 寺 野 朱 美

(代)

同 弁護士 三 輪 晃 義

(代)

同 弁護士 山 岸 克 巳

(代)

同 弁護士 佐 藤 倫 子

(代)

同 弁護士 宮 本 庸 弘

(代)

同訴訟復代理人 弁護士 森 本 智 子

(代)

第1 はじめに

控訴人らは、本準備書面において、2023年(令和5年)12月25日付け
控訴人ら第5準備書面(以下「控訴人ら第5準備書面」という。)第2における
主張につき、裁判所からの釈明に応じて説明を補充する。

第2 控訴人らの主張する憲法適合性判断の対象

控訴人らは、控訴人ら第5準備書面第2(2～3頁)において、本件の憲法
適合性判断の対象は、①本件諸規定が法律上同性のカップルを現行の法律婚制
度から排除し別異に取り扱っていること、②本件諸規定が法律上同性のカップ
ルを家族になるための法制度が存在しない状態に置いていること、③本件諸規
定が法律上同性のカップルに対して家族になるための法制度により法的な家族
として保護される一切の利益を与えないことであると分析した。

現行法上婚姻制度以外に「家族になるための法制度」は存在しないのである
から、婚姻制度からの排除(上記①)は、必然的に同性カップルを家族になるた
めの法制度が存在しない状態に置き(上記②)、家族になるための法制度により
法的な家族として保護される一切の利益を与えないこと(上記③)をも意味す
ることになる。

したがって、法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除し別異に取
り扱っている本件諸規定の違憲性を検討するうえで、上記②及び③の観点も考
慮する必要がある(この点は後記第3で詳述する)。

第3 ①～③のいずれについても、憲法24条1項、24条2項、14条1項に反 すること

1 上記①について

(1)憲法24条1項に反すること

まず、上記①は控訴人らの主張の根幹であり、控訴人らは一貫して、法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除している本件諸規定の違憲性を主張している（訴状42頁等。違憲判断の対象につき原告ら第14準備書面4～6頁等を参照）。

すなわち、法律上同性の者との婚姻を認めない本件諸規定の下で、法律上同性のカップルは婚姻制度から排除されており、これは憲法24条1項の保障する婚姻の自由の侵害である。

(2)憲法24条2項に反すること

また、法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除している本件諸規定は、婚姻制度の本質・目的等に照らし、「婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」として立法裁量を制限する憲法24条2項に反する（控訴理由書25～30頁等）。

婚姻制度の本質及び目的に照らせば、婚姻当事者が同性カップルであるか異性カップルであるかという点で婚姻制度の利用の可否について差異を設ける必要性はなく、同性カップルに婚姻制度の利用を認めることは、それにより多くの国民の福利を向上させる一方で、それにより誰の福利も減少させないのであるから、同性愛者等を婚姻制度から排除することは、「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」の観点から到底許容することはできないことは明らかである。

したがって、本件諸規定は憲法24条2項に反し違憲である。

(3)憲法14条1項に反すること

さらに、同性愛者等を婚姻から排除している本件諸規定と「夫婦の共同生活自体の保護」という婚姻制度の目的との間には合理的関連性がなく、本件諸規定が同性愛者等を婚姻から排除しているのは、同性愛者等に対する合理的理由のない差別的取り扱いであるため、本件諸規定は憲法14条1項に反し違憲で

ある（控訴理由書47頁等）。

2 上記②及び③について

(1) 上記②及び③は、上記①に包含されること

上記②及び③は、上記①に包含される主張であるため、本来は憲法24条1項、24条2項、14条1項いずれの条項についても、上記①の違憲性を考慮するうえで検討されるべき事項である。

すなわち、現行法上婚姻制度以外に「家族になるための法制度」は存在しないのであるから、本件諸規定が法律上同性のカップルを家族になるための法制度が存在しない状態に置いていること、本件諸規定が法律上同性のカップルに対して家族になるための法制度により法的な家族として保護される一切の利益を与えないことは、本件諸規定が同性のカップルを婚姻制度から排除した故の帰結である。立法府はすでに法律婚以外の制度を創設しないという立法判断をしているのであるから（控訴理由書4～5頁及び38頁参照）、法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除し別異に取り扱っている本件諸規定の違憲性を検討するうえで、上記②及び③の観点も考慮する必要がある（憲法14条1項について、控訴理由書47～48頁参照）。

(2) 各地裁の判断について

上記(1)記載のとおり、本来は上記②及び③は上記①に包含されるものであるが、同種訴訟の各地裁判決では上記②及び③を個別に考慮のうえで違憲判断を行っている。

すなわち、札幌地裁判決は、上記③の観点で本件諸規定は憲法14条1項に違反すると判断し名古屋地裁判決は、上記②の観点で本件諸規定は憲法24条2項に反すると判断した。

また、東京地裁判決及び福岡地裁判決は、本件諸規定が法律上同性のカップ

ルを家族になるための法制度が存在しない状態に置いていることが憲法24条2項に違反する状態にあると判断しており、これらの判決は上記②及び③の観点から違憲判断を下したものである。

さらに、東京地裁令和6年3月14日判決（以下「第二次東京地裁判決」という。）（甲A691）も、「本件諸規定が法律上、同性カップル等が婚姻による法的利益と同様の法的利益を享受したり、社会的に公証を受ける利益を享受したりするための制度も何ら設けられていないのは、同性カップル等が、自己の性自認及び性的指向に即した生活を送るという重要な人格的利益を、同性カップル等から剥奪するものにほかならないのであるから、本件諸規定及び上述したような立法がされていない状況は、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理的な理由があるとは認められず、憲法24条2項に違反する状態にある」と判断し、上記②及び③の観点から違憲判断を下した。

3 小括

以上のとおり、本件諸規定は上記①の点で憲法24条1項、24条2項、14条1項に違反するものであり、その違憲性を考慮するうえで上記②、③も考慮されるべきである。

もっとも、上記②、③の各点のみをみても、上記の各地裁判決の判示しており本件諸規定の違憲性は明白であるから、仮に①が違憲と判断されない場合、控訴人らは、②及び③の各主張について貴庁が憲法適合性判断を明示的に行うことを求めるものであり、この点の判断なくして本件諸規定を合憲と判断する余地はない。

第4 札幌高裁判決について

札幌地裁判決の控訴審判決である札幌高裁令和6年3月14日判決（以下「札

幌高裁判決」という。) (甲 A 6 9 2) は、本件諸規定は憲法 2 4 条 1 項、2 4 条 2 項、1 4 条 1 項に違反すると判断した。

1 憲法 2 4 条 1 項及び 2 4 条 2 項について

まず、札幌高裁は、「性的指向及び同性間の婚姻の自由は、人格権の一内容を構成し得る重要な法的利益」とであると認定した。

そして、「法令の解釈をする場合には、文言や表現のみでなく、その目的とするところを踏まえて解釈することは一般的に行われて」いるとしたうえで、憲法 2 4 条についても、「その文言のみに捉われる理由はなく、個人の尊重がより明確に認識されるようになったとの背景のもとで解釈することが相当」とした。

そのうえで、「性的指向及び同性間の婚姻の自由は、個人の尊重及びこれに係る重要な法的利益であるのだから、憲法 2 4 条 1 項は、人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定める趣旨を含み、両性つまり異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると考えることが相当である」とした。

このような判示をしたうえで、札幌高裁は、「本件規定は、同性間の婚姻を許しておらず、同性愛者は婚姻による社会生活上の制度の保障を受けられない。このことにより、社会生活上の不利益を受け、その程度も著しいということだけでなく、アイデンティティの喪失感を抱いたり、自身の存在の意義を感じることができなくなったり、個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなど、個人の尊厳を成す人格が損なわれる事態となってしまう」ことなどを踏まえたうえで、「本件規定は、異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していないことから、個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法 2 4 条の規定に照らして、合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っている

と認めることが相当である」として、「本件規定は、憲法24条に違反する」と結論付けた。

かかる札幌高裁の判断は、上記②、③の観点も考慮のうえで、上記①につき本件諸規定は憲法24条(1項及び2項)に違反するとしたものである。

2 憲法14条1項について

札幌高裁は、「本件規定が同性婚を許していないため、異性愛者は、異性と婚姻し、戸籍による公的な公証や種々の権利義務を伴う法的地位の付与及び種々の事実上のサービスの提供等を受けることができるにもかかわらず、同性愛者は、同性と婚姻してこのような効果を享受することができないこと」を「性的指向に係る婚姻制度における取扱いの区別」としたうえで、「異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかない。そして、自由で平等な婚姻による家族の成立とその制度的な保障によって、個人が尊重され、その尊厳が実現することは、憲法24条が定める目的と理解することができる。そうであれば、性的指向に差異がある者であっても、同じように制度的な保障を享受し得る地位があり、それを区別する合理的な理由はないというべきである。そうであるにもかかわらず、本件規定は、同性婚を許しておらず、同性愛者は、婚姻によって生じる法的効果を享受することができない。そうすると、本件区別取扱いは合理的な根拠がない」と認定して、「本件規定が、異性愛者に対しては婚姻を定めているにもかかわらず、同性愛者に対しては婚姻を許していないことは、現時点においては合理的な根拠を欠くものであって、本件規定が定める本件区別取扱いは、差別的取扱いに当たると解することができる」と結論付けた。

かかる札幌高裁の判断は、上記②、③の観点も考慮のうえで、上記①につき本件諸規定は憲法14条1項に違反するとしたものである。

第5 最後に

以上のとおり、上記①～③いずれについても、本件諸規定は憲法24条1項、
24条2項、14条1項に反するため、明確な違憲判断が下されるべきである。

以上